

「しずぎん WebWallet サービス規定」の改定【新旧対照表】

変更箇所は赤字部分です。

改定前	改定後
<p>第28条 ワンタイムパスワードサービス</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 利用方法については以下の各号のとおりとします。 (1) ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、インターネットバンキングから以下のとおりトークン発行の依頼を行ってください。</p> <p>A. ソフトトークンの場合 お客さまが当行へお届け済みの電話番号の電話機から所定の認証先電話番号へ発信することで、当行はソフトトークンの発行依頼を受け、お客さまがソフトトークン発行依頼時に指定したスマートフォンまたは携帯電話機のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、ソフトトークンの動作に必要な基本ソフト（以下「<u>携帯</u>アプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザ ID が記載されていますので、お客さまは当該 URL よりスマートフォンまたは携帯電話機に <u>携帯</u>アプリをダウンロードし、当該 <u>携帯</u>アプリにサービス ID、ユーザ ID およびお客さまがソフトトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、ソフトトークンを取得します。</p>	<p>第28条 ワンタイムパスワードサービス</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 利用方法については以下の各号のとおりとします。 (1) ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、以下のとおりトークン発行の依頼を行ってください。なお、複数トークンを同時にご利用することはできません。</p> <p>A. ソフトトークンの場合 スマートフォンに「しずぎん WebWallet アプリ」（以下「WebWallet アプリ」といいます）をダウンロードし、ID・パスワードの入力後、「ワンタイムパスワード設定」メニューよりお客さまが当行へお届け済みの電話番号の電話機から所定の認証先電話番号へ発信することで、当行はソフトトークンの発行依頼を受け、お客さまにソフトトークンの取得とワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。別のトークンをご利用中のお客さまが WebWallet アプリ上でソフトトークンを取得した場合、過去に取得されているトークンは自動的に無効となります。</p> <p>B. ソフトトークン（ワンタイムパスワードアプリ）の場合<新規受付終了> インターネットバンキングからトークン発行の依頼を行ってください。お客さまが当行へお届け済みの電話番号の電話機から所定の認証先電話番号へ発信することで、当行はソフトトークンの発行依頼を受け、お客さまがソフトトークン発行依頼時に指定したスマートフォンまたは携帯電話機のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、ソフトトークンの動作に必要な基本ソフト（以下「<u>ワンタイムパスワード</u>アプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザ ID が記載されていますので、お客さまは当該 URL よりスマートフォンまたは携帯電話機に <u>ワンタイムパスワード</u>アプリをダウンロードし、当該 <u>ワンタイムパスワード</u>アプリにサービス ID、ユーザ ID およびお客さまがソフトトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、ソフトトークンを取得します。</p>

B. ハードトークンの場合

当行は、ハードトークン発行の依頼を受付けた場合、お客さまの届出住所にハードトークンを郵送します。ハードトークンが郵送不着等の事由により当行に返戻された場合は、一定期間経過後に廃棄し、当該依頼はなかったものとします。

- (2) 前号によるトークンの取得後に、インターネットバンキングよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、お客さまはトークンに表示されているワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に入力するものとします。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当行はお客さまからのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

- (3) (省略)

- (4) ソフトトークンをインストールしたスマートフォンまたは携帯電話機の変更やワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、インターネットバンキングでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さまの本人確認に、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、第1号および第2号の手続きを行ってください。ただし、第1号および第2号の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降となります。

3. 生体認証ログインについて、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、スマートフォンまたは携帯電話機に搭載された生体認証機能において、お客さまの生体情報（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングの当行所定の取引について、本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認めるスマートフォンまたは携帯電話機にて携帯アプリを利用する場合にのみ、用いることができます。なお、お客さまの生体情報は、お客さまのスマートフォンまたは携帯電話機内で管理され、当行がお客さまの生体情報を取得することはありません。

C. ハードトークンの場合

インターネットバンキングからトークン発行の依頼を行ってください。当行は、ハードトークン発行の依頼を受付けた場合、お客さまの届出住所にハードトークンを郵送します。ハードトークンが郵送不着等の事由により当行に返戻された場合は、一定期間経過後に廃棄し、当該依頼はなかったものとします。

- (2) **前号BまたはCの場合は、**トークンの取得後に、インターネットバンキングよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、お客さまはトークンに表示されているワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に入力するものとします。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当行はお客さまからのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

- (3) (省略)

- (4) ワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、インターネットバンキングでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さまの本人確認に、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、第1号および第2号の手続きを行ってください。ただし、第1号および第2号の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降となります。

3. 生体認証ログインについて、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、スマートフォンまたは携帯電話機に搭載された生体認証機能において、お客さまの生体情報（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングの当行所定の取引について、本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認めるスマートフォンまたは携帯電話機にてワンタイムパスワードアプリまたは WebWallet アプリ（以下総称して「アプリ」といいます）を利用する場合にのみ、用いることができます。なお、お客さまの生体情報は、お客さまのスマートフォンまたは携帯電話機内で管理され、当行がお客さまの生体情報を取得することはありません。

<p>(2) 生体認証ログインの利用を希望する場合は、<u>携帯</u>アプリから、当行所定の手続きにより、スマートフォンまたは携帯電話機に搭載された生体認証機能を起動し、生体認証を実施後、ID・パスワードを入力してください。当行が受信し、認識したID・パスワードがお客さまの現在の登録ID・パスワードと各々一致する場合、当行はお客さまからの生体認証ログイン利用開始の依頼とみなし、生体認証ログインの提供を開始します。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 生体認証ログインの利用の中止を希望する場合は、<u>携帯</u>アプリにて、当行所定の手続きにより、利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さまの本人確認において、ID・パスワードの入力が必要となります。なお、生体認証ログインの利用解除の手続きを完了した後に、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、第2号の手続きを行ってください。</p> <p>4. ～8. (省略)</p>	<p>(2) 生体認証ログインの利用を希望する場合は、<u>アプリ</u>から、当行所定の手続きにより、スマートフォンまたは携帯電話機に搭載された生体認証機能を起動し、生体認証を実施後、ID・パスワードを入力してください。当行が受信し、認識したID・パスワードがお客さまの現在の登録ID・パスワードと各々一致する場合、当行はお客さまからの生体認証ログイン利用開始の依頼とみなし、生体認証ログインの提供を開始します。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 生体認証ログインの利用の中止を希望する場合は、<u>アプリ</u>にて、当行所定の手続きにより、利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さまの本人確認において、ID・パスワードの入力が必要となります。なお、生体認証ログインの利用解除の手続きを完了した後に、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、第2号の手続きを行ってください。</p> <p>4. ～8. (省略)</p> <p>9. 振込振替限度額について、以下の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) ワンタイムパスワードの利用開始後は、振込振替限度額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。</p> <p>(2) ワンタイムパスワードの利用開始後は、振込限度額の変更を即時に反映するものとします。</p> <p>(3) ワンタイムパスワードの利用解除後の振込振替限度額、およびその変更は、前記(1)および(2)の規定は適用されず、引き上げ時は翌日0時、引き下げ時は即時変更できるものとします。</p>
---	---

以上